

令和7年度（2025年度）

## 第2回守山市地域総合センター運営審議会

日 時 : 令和8年(2026年)2月18日(水)  
午後2時開会

場 所 : 守山市地域総合センター 2階 研修室

## ○守山市民憲章

昭和 55 年 8 月 1 日告示第 43 号

わたくしたちは、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとに、おのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい、生きがいのあるまちづくりのために、ここに、この憲章を定めます。

- 1 美しい水と緑のあふれる 秩序のあるまちをつくりましょう。
- 1 伝統に学び 文化の香りたかいまちをつくりましょう。
- 1 人権をおもんじ 信頼しあえるまちをつくりましょう。
- 1 働く喜びを大切にし 産業の栄えるまちをつくりましょう。
- 1 若い力をいかし 活気と希望にみちたまちをつくりましょう。

---

## ○守山市人権尊重都市宣言

平成 7 年 9 月 26 日告示第 74 号

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち守山市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せにすごせる社会の実現を願っています。

わたくしたちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本理念にもとづき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、愛と信頼に結ばれた明るく住みよい社会を築くため、ここに守山市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

# 令和7年度(2025年度)第2回守山市地域総合センター運営審議会次第

日時 令和8年(2026年)2月18日(水)

午後2時～午後3時30分

会場 守山市地域総合センター2階研修室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

運営審議会会長

守山市同和対策本部長(副市長)

## 3 議題

(1) 令和7年度(2025年度)守山市地域総合センター事業報告について

(2) 施設の現状について

(3) その他

## 4 閉会

令和7年度(2025年度)第2回守山市地域総合センター運営審議会資料 目次

1	守山市地域総合センター運営審議会委員名簿	1
2	令和7年度(2025年度)守山市地域総合センター事業報告	2～17
3	施設の現状について	18～20
4	参考資料	
(1)	小学生、中学生自主活動学級プログラム	21～22
(2)	小学生自主活通信	23～28
(3)	人権講座プログラム	29～30
(4)	子育て講座プログラム	31
(5)	守山市地域総合センター運営審議会規程	32～34

守山市地域総合センター運営審議会委員名簿

令和7年12月1日現在

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所 属 名	氏 名	
1	第1号 学識経験者	市立玉津小学校長	廣瀬 尚美	
2	第1号 学識経験者	市立守山中学校長	植村 俊之	副会長
3	第2号 関係諸団体代表	石田自治会長	石田 佳寿	
4	第2号 関係諸団体代表	矢島自治会長	宮嶋 國彦	会長
5	第2号 関係諸団体代表	赤野井自治会長	鈴木 繁幸	
6	第2号 関係諸団体代表	十二里自治会長	十二里 和彦	
7	第2号 関係諸団体代表	部落解放同盟矢島支部代表	玉川 和雄	
8	第2号 関係諸団体代表	市立玉津小学校PTA会長	尾本 久美子	
9	第2号 関係諸団体代表	市立守山中学校PTA代表	藤井 朋子	
10	第2号 関係諸団体代表	玉津学区子ども会連合会会長	中川 美香	
11	第3号 教育機関代表	守山市教育委員代表	吉田 郁雄	
12	第4号 市長が 必要と認める者	玉津学区民生委員児童委員協議会長	谷山 清一	
13	第4号 市長が 必要と認める者	市人権教育啓発講師団講師代表	村上 温子	
14	第4号 市長が 必要と認める者	市人権教育啓発講師団講師代表	美濃部 薫	

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

・補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする

## 1 人権に関する法整備と部落差別解消法の制定

近年においては人権三法と呼ばれる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（2013年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（2016年）、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」（2016年）が立法され、それぞれの人権課題に対する取組の強化が図られてきた。

その後においても、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）」（2019年）、「子どもの権利条約（1994年批准）」の精神をふまえた「こども基本法」（2022年）、インターネット上の誹謗中傷対策として「侮辱罪の厳罰化」（2022年）、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」（2025年）の法整備が行われた。

このように個別の人権課題に応じた取組が法として明文化される中、地域総合センターの同和対策集会所としての役割に関係する「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、第1条目的において、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落問題が現存し、部落差別の解消推進を図ることが規定されている。そして、従来から各地域で実施してきた相談、教育、啓発を国と地方公共団体が地域の実情に応じた体制を充実していくことが定められている。

## 2 本年度の取組

### （1）人権・部落差別問題学習の推進

部落差別解消推進法の趣旨に基づき、本センターでは、人権・部落差別問題学習や市民啓発を展開して人権意識の高揚と互いに認め尊重しあうつながりを広め、市民一人ひとりが大切にされる明るく住みよいまちづくりを推進している。部落差別問題学習を基軸として、部落差別問題の正しい理解と人権意識の高揚を目指し、人権課題の解決のため、特に本年度は戦後80年を迎えた年で、戦争の記憶が記録に変わりつつある今、二度と惨禍を繰り返さないためにも、「戦争の悲惨さ」と「平和

の尊さ」を考え、今日の平和と次の世代に引き継げるよう市民学習会を実施するなど市民自ら行動していくことをテーマとした人権講座を計画的に開講するとともに、市内校園の教職員人権研修の充実に向けて積極的な支援を行った。

また、情報社会の進展の裏側では、SNSやインターネット上の差別書込み、誹謗中傷、差別図書の販売など著しい人権侵害が発生しており、従来とは性質が異なる差別事象に対しても的確な人権学習を進めてきた。

さらに、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」の中間改定が担当課である人権政策課を中心に進められ、本センターとしても計画策定業務に積極的に関与してきた。

## (2) 感染症差別など顕著化する人権課題への対応

部落差別問題をはじめとする人権問題への取組の広がりや深まりを通して、これまで潜在していた各種の人権課題の掘り起こしが進んできており、生活困窮者、子ども、DV、いじめ、LGBTQなど、それぞれの人権課題の特質に応じた啓発・教育の実施が求められている。

ここ数年にわたって大きな社会的混乱を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、現在感染症法の5類に移行され、日常生活は流行前の状態に戻ってきている。しかし、コロナ禍のもとで、個人の日常生活や安心・安全が脅かされる誹謗中傷や排除など多くの人権問題が発生したことは決して忘れてはならず、この事態を教訓として社会全体でゆるぎない人権意識を確立していかなければならない。

## (3) 地域住民の相談支援と課題解決

本センターの周辺地域では高齢化が進行しており、医療や介護予防を含めた介護保険サービスなどの福祉支援について、関係機関との連携を密にした取組を進めている。また、ここ数年においては急激に物価が上昇し、年金生活者、経済的困窮者等への影響が懸念されている。現在において地域住民の就労や生活は安定しており、特段の支援を必要とする状況ではないが、引き続き地域住民が厳しい社会情勢の下でも安定した就労や生活が継続できるよう隣保館として地域の相談支援に努めてきた。

また、本センターでは隣保活動の充実を図るために、職員が取得している隣保事業士資格により、隣保活動の専門的知識と具体的手法を活用して、地域住民のニーズや課題に的確に応じた取組をきめ細かく実施し、より一層の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、同和対策集会所として市民の人権・同和問題の学習や啓発等を実施した。

あわせて、玉津学区各自治会やまちづくり推進会議など地域コミュニティとの連

携を深めて、住民の交流の促進に努めた。

#### (4) 子どもたちの健全育成

本センターでは、小中学生を対象とした自主活動学級などの教育事業を通じて、次世代を担う青少年の人権意識の育成や仲間づくりを行うことで、差別を見逃さない、差別を許さない人間形成を行ってきた。差別や人権課題に対する正しい認識と人権の重さについての価値観を身につけるだけでなく、実際に差別の解消を目指して行動できる主体者を育成することが最も重要である。引き続き主要事業の一つとして自主活動学級の継続と発展に努める。

次に、児童センターにおいては、集団あそびや親子のふれあいを深める事業と子育て支援を行った。これらを通じ、親子の絆を深め、親同士の仲間づくりを図り、生命と愛情の大切さを理解した子育ての支援に努めてきた。

また、遊戯室の開放を行い、乳幼児以外に小学生、中学生、18歳未満の青少年を対象とした自由活動の場を提供した。

その他、社会教育機能施設においては、スポーツ広場やテニスコートの貸し出しを行い、運動や交流などの多機能のコミュニティセンターとして、幅広く地域に有効な社会資源となることを目指し事業を進めている。なお、スポーツ広場については2024年度に防塵対策として土壌改良工事、2025年度に夜間照明設備のLED更新工事を実施し、利用者に対する散水やグラウンド整備指導の継続、防塵効果の適正維持を継続している。

### ○ 守山市地域総合センターの運営姿勢

守山市地域総合センター（隣保館、同和対策集会所、児童センター）は、同和問題の中心的課題である「教育、就労、人権啓発」を重点的な柱とし、隣保事業としての機能を活かしつつ、人権・部落差別問題学習、啓発活動の推進、相談事業や子育て支援など地域の身近な施設としての機能を担ってきた。併せて、会館や公民館を併設する地域の交流施設としての運用も行い「活動（つどう）・学習（まなぶ）・連帯（ふれあう）」の地域に寄り添うコミュニティセンターとしての姿勢を掲げて取り組んでいる。

#### 1 隣保事業の充実

社会福祉法第2条第3項「第二種社会福祉事業」のうち第11号に規定する「隣保事業」を行う施設として、次の事業を実施した。

- (1) 各種相談活動（生活、福祉、職業、進路、教育、税務等）
- (2) 部落解放同盟矢島支部との連絡調整

## 2 ふれあい事業（交流・啓発事業）の充実

人権意識の高揚と仲間づくりをねらいとし、児童・生徒を中心に行った。

- (1) もりの子会事業
- (2) 子どもふれあい学級
- (3) 小学生自主活動学級
- (4) 中学生自主活動学級
- (5) 放課後じぶん発見クラブ

## 3 全市的啓発、教育活動の充実

幅広く市民を対象とする人権・同和問題の啓発、教育活動を行った。

- (1) 人権講座（インターネット上への動画配信含む）
- (2) センター通信の発行（学区各自治会、市内関係機関等に配布、市ホームページに掲載）

## 4 児童の健全育成、子育て支援の推進

児童の健全育成、親子のふれあいと子育て支援による人権尊重に根ざした児童センター事業の推進を行った。

- (1) 親子集団活動、子育て育児相談（幼児クラブ・木、金・月8回）  
（なかよしひろば・月4回）
- (2) 乳幼児親子自由開放（おやこひろば・月3から4回程度）
- (3) 遊びを通して親子のふれあいを深める地域子育て支援の実施（親子ふれあい教室）（リトミック、親子体操教室等）
- (4) 親子・子ども同士のふれあいの推進（こどものひろば）
- (5) 遊戯室の開放
- (6) 体力向上と仲間づくりの推進
- (7) 児童センターだより（幼児クラブ・なかよしひろば通信、もりの子きつず）の発行
- (8) 子育て講座

# 令和7年度（2025年度）守山市地域総合センター事業実施一覧

令和8年（2026年）1月末日現在

欄中回数の（ ）は、前年度実績

## 1. 施設の管理・運営

事業名	対象	回数	実施内容	☆成果 ●課題および方向性等										
センター運営審議会の開催	委員 14名	2回 (2)	○より効率的なセンター活動を行うため、センターが実施する事業や施設運営について意見や助言をいただいた。 1回目：7月4日(金) ・事業計画等について 2回目：2月18日(水) ・事業報告、施設の現状等について	☆各種事業の実施について、貴重な意見等をいただいた。具体的には、夏季における施設のクールシェアの必要性の意見を受けて、事業案内時に周知するなど夏季事業の教訓に繋ぐことができた。										
自主活動学級運営委員会	委員 20名	2回 (2)	○自主活動学級の円滑な運営や改善のため、活動内容等について協議した。 1回目：5月7日(火) 2回目：3月16日(月) 実施予定	☆自主活の目的・活動内容等の理解が得られ、学びだけでなく主体となり行動につながる取組を行うなど前向きな意見がでた。 ●運営委員を委嘱する保護者の都合により欠席が多いため、委員構成を見直すことを検討する。										
施設の利用	市民等	○今年度4月から12月末までの施設利用者数は、27,972人となった。  【施設利用者数】 (人)		●施設照明のLED化 ●遊戯室フロアのコーティングが剥げている部分があり整備が必要である。										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>同和対策集会所</th> <th>遊戯室</th> <th>テニスコート</th> <th>スポーツ広場</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,016 (9,089)</td> <td>12,840 (10,714)</td> <td>1,753 (2,119)</td> <td>5,363 (5,572)</td> <td>27,972 (27,494)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(前年度12月末)</p>	同和対策集会所	遊戯室	テニスコート	スポーツ広場	合計	8,016 (9,089)	12,840 (10,714)	1,753 (2,119)	5,363 (5,572)	27,972 (27,494)	
同和対策集会所	遊戯室	テニスコート	スポーツ広場	合計										
8,016 (9,089)	12,840 (10,714)	1,753 (2,119)	5,363 (5,572)	27,972 (27,494)										
スポーツ広場改修工事	—		○スポーツ広場の照明が老朽化していることから照明設備をLEDに更新実施。 (1月～3月スポーツ広場グラウンド、テニスコートの利用を停止して改修工事を実施)	☆夜間照明を水銀灯からLEDに切替えた ●遊戯室および本館照明のLED化を今後実施予定 ●スポーツ広場の砂塵予防のため塩化カルシウム散布など施設維持管理を継続実施する。										

## 2. 隣保事業

事業名	対象	回数	実施内容	☆成果 ●課題および方向性等
各種相談活動	地域住民	随時	○職員の訪宅活動や住民の来館により、生活や福祉等の各種の相談に対し、その解決に向けての支援を実施した。 ・訪宅活動等件数：74件（R6:63件） （人権8、福祉12、教育1、生活30、他23、うち来所4）	☆訪宅活動を積極的に行い、生活や心配事について相談活動を積み上げ、関係性を密にして信頼を構築した。 ●いつでも気軽に相談してもらえる関係を築いておくことが重要である。
住民の自主的活動の支援	地域住民	随時	○部落差別問題の早期解決に向け、住民の自発的な活動を高め、各種事業への参加を促した。 ○自治会活動への積極的参加や学区行事等への住民参加を働きかけ、交流を推進した。	●高齢化が進むにつれ、自発的な参加が難しくなっている。
就労対策の取組	地域住民	随時	○職業安定所や就労安定推進員と連携し、求人情報の提供と相談活動を行った。 ○湖南地区職業対策連絡協議会の就労支援部会を通じて、安定就労に向けての情報の収集を行った。	☆職安、近隣センターとの連携や湖職連の事業を通して、求人情報の収集と紹介ができた。 ●物価高騰の中、就労が不安定にならないよう、今後もきめ細やかな相談活動に努めていく。
同和対策に係る連絡調整	地域住民 校 園	随時	○課題協議や情報交換のため、日々話し合う機会を持った。 ○同和教育推進のため、学区内の校園との交流学習会を開催した。 1回目 7月11日（金） 2回目 3月13日（金）実施予定	☆情報交換を行う中で互いの信頼関係の構築ができた。 ●今後も継続して協議が必要（懇談会等） ●学区の校園との情報交換や連携を継続する必要がある。
調査研究		随時	○湖職連や湖南ブロック地域総合センター連協等の研修会に参加し、就労や教育等の問題について情報交換し、関係機関や他施設の状況を学ぶことができた。	☆県内、湖南地区の情報を把握し、先進事例を学ぶなど職員のスキルアップ、センター事業の推進に努めた。

### 3. 地区内教育事業

事業名	対象	回数	実施内容	☆成果 ●課題および方向性等
全体研修事業	地域住民	14回 (14)	○人権・同和問題の早期解決をめざす研修を実施した。 1 地域総合センターでの人権講座 (6/21、7/12、7/19、7/26、8/2、8/19、9/26、11/8、11/18、12/20、1/16、2/13、3/7、ネット配信1プログラム) 2 各種人権研修会 ・守山市人権・同和教育研究大会 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権同和教育研究大会	☆各家庭に参加を促すチラシを配布し、近隣地域から参加された。 ☆家庭等で人権学習が推進できるよう、ネットで動画を配信するなど方法を工夫した結果、170回の視聴があり、今後も周知して視聴者を増やす。 ●高齢者の方が多く、夜の開催やセンター以外での開催への参加ができにくい。
地域交流学習会	地域住民	随時	○玉津会館・公民館主催の講座等への参加を促した。	☆会館・公民館との複合施設としての利点を活用することができた。

### 4. 近隣交流啓発事業

事業名	対象	回数	実施内容	☆成果 ●課題および方向性等
もりの子会 (一部を「きっずワールド」として全市対象)	市内小学生	7回 (7)	○玉津学区小学生を対象に「もりの子会」を実施した。 学区独り暮らし高齢者あてのおたより(敬老の日と年賀状) ○市内全域の幼児・小学生を対象に「きっずワールド」を実施した。 さまざまな活動を通して、児童の健全育成を図り、仲間づくりを図った。 延べ参加者：107人(R6:89人) 1 わくわく科学実験 堀 道雄 さん 7月 20人 2 木製のコロコロ貯金箱作り 田中 由紀子さん 7月 15人 3 UVレジンオリジナルのマグネット作り 小笠原 大輔さん 8月 25人 4 紙コップアート 日比野 文孝 さん 8月 31人 5 食育 おにぎらず、デザート作り 長岡 百合子さん 10月 インフルエンザ警報発令のため中止	☆家庭では、経験できない体験をしたり、他学区の子どもたちが活動を通して関わったりすることが出来た。 ☆昨年度までは電話申し込みの先着順で参加者を募っていたが、今年度からフォーム(インターネット)の募集に変更したことで、申し込みやすくなり、応募人数が多くなった。 ●人気のある内容は、来年度も引き続き行いたい。 ●内容がマンネリ化しているので、新しい事業を取り入れ、より多く参加してもらえるよう検討していく。 ●夏休みなどの長期休暇時に開催の事業は参加し易いので、長期休暇中に複数開催

			<p>6 ポーセラーツ お皿作り 江里口 さとみ さん 1月 16人</p> <p>7 チョコクランチ作り 小鳥居 恵 さん 2月予定</p>	し、習い事などの都合を考慮し午前、午後の両方で実施を検討していく。
子どもふれあい学級	市内小学校4～6年生	2回(2)	<p>○小学校4～6年生を対象にハイキングを行い、互いのよさを認め合い、人を思いやる心の育成を図った。 〈引率支援〉自主活OB, OGの大学生 参加者56人(R6:56人)</p> <p>1 沖島探検ハイキング 5月31日(土) 28人参加</p> <p>2 比叡山登山 10月18日(土) 28人参加</p>	<p>☆リピーターも多く参加者からよかったと高い充実感と満足感を得られた。</p> <p>☆引率した大学生が、参加児童の仲間づくりや交流の促進に大きく寄与した。</p> <p>●参加希望者が募集定員の倍以上あり、多くの参加者を受け入れる工夫が必要。</p>
小学生自主活動学級	玉津小4～6年生	14回(13)	<p>○小学校4～6年生を対象に仲間づくりと人権意識の高揚をめざす取組を行った。 延べ参加者：780人(R6:704人)</p> <p>1 「開講式」カード交換トーク 中嶋</p> <p>2 「ペップトーク」安岡寛さん</p> <p>3 「障害者理解」川島洋さん</p> <p>4 「SNSと人権」中嶋</p> <p>5 「たいよう訪問」川島洋さん</p> <p>6 「中学生と勉強会」小・中教員</p> <p>7 「子どもの権利」古川・中嶋</p> <p>8 「LGBTQ」四辻厚さん</p> <p>9 「国際教育」小濱舞里さん</p> <p>10～12 「自主活通信をつくろう」中嶋</p> <p>13 「活動のまとめ」中嶋</p> <p>14 「閉講式」意見交流会 中嶋</p> <p>〈支援者〉市内保育園・幼稚園・こども園・小学校の人権教育主任と玉津小学校の教員、内容に応じた指導者</p>	<p>☆様々な人権テーマについて学習できるようプログラムを工夫した。</p> <p>☆「学び」で終わるのではなく、自主活通信を作成して発行することで「啓発活動」につなげることができた。</p> <p>●ひとつのテーマを深めていく学習も検討する必要がある。</p> <p>●小学校職員との連携を密に取りながら、学校や児童の実態に合わせてプログラムを考える必要がある。</p>
中学生自主活動学級	守山中学校区生徒	19回(18)	<p>○中学生を対象に仲間づくりと人権意識の高揚をめざす取組を行った。 延べ参加者：1654人(R6:361人)</p> <p>1 「開講式」ビンゴトーク 中嶋</p> <p>2 「憲法と人権」四辻厚さん</p> <p>3 「モルック」スポーツ推進委員さん</p> <p>4 「ウリハッキョマダン」鄭想根さん</p> <p>5 「発達障害」丸田尚志さん 松岡陽太さん</p> <p>6 「小学生と勉強会」小・中教員</p> <p>7 「ウリハッキョマダンに参加」中嶋</p> <p>8 「部落差別①びわ南高校生集会」 高校生5人</p> <p>9 「部落差別②事前登録型本人通知制度」 人権政策課、市民課、中嶋</p>	<p>☆昨年度より教員参加者が増加した。小学校教員の自主的な参加もあった。</p> <p>☆掲示物や配布物だけでなく、お昼の校内放送でも参加を呼びかけた。</p> <p>☆「学び」だけでなく中学生が主体となって「行動」につなげる取組ができた。</p> <p>☆守山中学校全体で自主活の取組ができた結果、延べ参加者が増加した。</p> <p>☆参加者が「楽しさ」や「やりがい」を実感することができた。</p>

			<p>10～15「自主活プロジェクト」 四辻厚さん、中嶋</p> <p>16「プロジェクト第1弾」 プロジェクト実行委員（中学生）</p> <p>17「閉講式」</p> <p>18「プロジェクト第2弾」 プロジェクト実行委員（中学生）</p> <p>19「啓発ティッシュ配り」 中学生、市民課、人権政策課、地域総合センター</p> <p>〈支援者〉市内中学校の人権教育主任、市立守山中学校の教員、内容に応じた指導者、自主活動学級のOB, OG</p>	<p>☆自主活が参加者にとって居場所のひとつになった。</p> <p>●3年生の参加が少ないので、プログラムの充実以外の工夫が必要。</p> <p>●第1回目の参加以降、参加ができなかった生徒が数名いた。継続参加できる配慮が必要。</p> <p>●差別解消のため、主体的に行動できる力が身につくよう、守山中学校と連携を取りながら、今後も「自主活プロジェクト」の継続と発展を図る。</p>
放課後じぶん発見クラブ	玉津小 児童 4～6 年生	18回 (22)	<p>○今年度から習字の組みを一新し、子供たちに人権学習や理科の実験などを通して「人権意識の高揚」や「望ましい仲間づくり」を推進し、差別を許さない資質の育成を行うとともに教育文化の向上に努めた。</p> <p>延べ参加者：211人(R6:328人)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション</li> <li>2. 紙コップで実験しよう</li> <li>3. 人権てなんだろう？</li> <li>4. 夏休みクラブ 7月24日（水）</li> <li>5. ミニロケットを作ろう</li> <li>6. 子どもの権利</li> <li>7. アンコンシャスバイアス</li> <li>8. ペットボトルロケット作り</li> <li>9. 超巨大シャボン玉</li> <li>10. マイクロアグレッション</li> <li>11. もちもちスライムを作ろう</li> <li>12. 冬休みクラブ 12月24日（火）</li> <li>13. アニメから人権を学ぼう</li> <li>14. 綿菓子づくり</li> <li>15. いじめ問題1</li> <li>16. 万華鏡づくり</li> <li>17. いじめ問題2</li> <li>18. 料理で交流しよう</li> </ol>	<p>☆習字の取組に代わるプログラムを運用することができた。</p> <p>☆小学生を対象とした人権学習の実践を積み上げることができた。</p> <p>☆理科の実験が参加者に好評で、グループワークを通じて仲間づくりを推進することができた。</p> <p>☆人権学習と理科実験を交互に行うことでプログラムのバランスがとれた。</p> <p>●理科の実験にしか参加しない児童がいる。</p> <p>●対象学年を広げてほしいとの意見があるが、参加者の学年層が広がると学習内容や活動内容の設定が難しくなる。</p>
自主活青年会	自主活動学級に参加していた青年層	4回 (4)	<p>○高校生から社会人までの自主活動学級元参加者たちが、気軽に来ることができる居場所づくりとして年4回開催。</p> <p>延べ参加者：14人(R6:28人)</p> <p>開催月：6月、9月、12月、3月</p>	<p>☆近況報告から悩み相談まで気軽に話せる雰囲気がある。</p> <p>☆参加者が自主活の講師やハイキングの引率などを引き受けてくれる。</p> <p>●参加人数が安定しない。</p>

5. 市内啓発事業

事業名	対象	回数	内 容	☆成果 ●課題および方向性等
人権講座	市民 市内在 勤者等	14回 (14)	<p>○部落差別問題の正しい理解と人権意識の高揚をめざし、部落差別問題をはじめ人権課題の解決のため主体的に取り組む市民の育成をねらいに開催した。</p> <p>延べ受講者892人（1月開講分まで）（R6:980人）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「腹話術人形『元気くん』と笑いで気づく人権」 25人 社福亭モーリーさん</li> <li>2. 「インターネットと人権」 66人 滋賀県人権センター 山村 暁子さん 【「守山学区人権学習会」共催】</li> <li>3. 「滋賀で学ぶ戦争の記録」 61人 滋賀県平和祈念館 村田 明さん 【「玉津学区人権学習会」共催】</li> <li>4. 「あなたの身近にもいるLGBTQ～性のあり方は十人十色～」 46人 元保健室の先生 井上 鈴佳さん 【「速野学区人権学習会」共催】</li> <li>5. 「守山空襲から考える平和」 41人 守山遺族会 山川 芳志郎さん 【「守山市平和のよろこび展」共催】</li> <li>6. 「子どもたちのエンパワメント～子どもと人権～」 61人 えんぱわめんと堺</li> <li>7. 「聴導犬との生活と手話を学ぶ」 35人 五十嵐 恵子さん・手話サークルえがお 【「中洲学区人権学習会」共催】</li> <li>8. 「認知症の人と共に生きるまちをめざして～今、私たちにできること～」 18人 中部地区地域包括支援センター 山口 勉さん</li> <li>9. 「子どもたちが夢をえがくために」 335人 人生最幸代表 村田 和哉さん 【玉津小学校PTA人権学習会共催】</li> <li>10. 「食文化を通じて、部落差別について考えよう」 11人 じぶんProjectしが 前田 耕平さん</li> <li>11. 「部落問題から考える、人権問題の見つめ方」 13人 ネットワーク八幡 竹尾 耕児さん</li> <li>12. 「『ある精肉店のはなし』から考える人権」 人権政策課 小濱 舞里さん 同和教育指導員 古川 良彦 2月13日開催予定</li> </ol>	<p>☆今年度は同和問題学習を基軸として、LGBTQ、障がい者、高齢者、夢の大切さなど各分野から講師を招き、具体的な学習ができた。</p> <p>☆人権講座の一部をネット配信し、在宅でも学習してもらえるよう工夫した。</p> <p>☆玉津学区、守山学区、中洲学区、速野学区、玉津小学校PTA、地域包括支援センター、守山市平和のよろこび展などと合同開催を行い、参加者の幅を広げられた。</p> <p>☆人権講座のプログラムを県内の各センターに広報することで、市外からも関心のある方が参加され、市内外の交流もできた。</p> <p>●受講者増への取組として、関係課と相談し、民生委員・児童委員、人権擁護委員、人権擁護推進員、守山市まちづくり人権教育推進協議会員、守山市企業内人権同和教育推進協議会員に受講案内を行う。また、共催団体を募り、お出かけスタイルの会場を工夫することで、受講者の増加をめざす。</p>

			<p>13. 『人権まつり』 守山市民吹奏楽団コンテスト 絵芝居師 小川よしのりさん 3月7日開催予定</p> <p>14. ネット配信 170回視聴 「腹話術人形『元気くん』と笑いで気づく人権」 社福亭モーリーさん</p> <p>【講座参加者アンケート集計】</p> <p>1 講座内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とても良かった 79.4%</li> <li>・よかった 19.1%</li> <li>・あまり良くなかった 1.5%</li> </ul> <p>2 参加者年齢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10代 1.2%</li> <li>・20代 2.4%</li> <li>・30代 16.6%</li> <li>・40代 17.1%</li> <li>・50代 17.8%</li> <li>・60代 23.7%</li> <li>・70代以上 21.3%</li> </ul> <p>3 参加回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回 47.0%</li> <li>・2回 17.2%</li> <li>・3回 8.7%</li> <li>・4回以上 27.1%</li> </ul> <p>4 参加者住所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・守山市内 87.7%</li> <li>・守山市外 12.3%</li> </ul> <p>5 参加動機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・守山市ホームページ 4.2%</li> <li>・配布チラシ 20.0%</li> <li>・広報もりやま 11.0%</li> <li>・有線放送 2.6%</li> <li>・所属団体 52.1%</li> <li>・その他 10.2%</li> </ul>	<p>【アンケートから】</p> <p>講座内容については約99%の方から良かったと回答がある。講座テーマや講師設定についてはおおむね良かったと思われる。参加者は60代以上の方が約半数を占めており、若い世代の参加を促す講座設定やPRの工夫が必要である。</p> <p>半数の方がリピート参加であり人権講座で学ぶ機会を持っている。</p> <p>市外へのPRの結果、守山市外から1割の参加があり守山市の人権講座の取組が周知されてきている。</p> <p>所属団体からの参加が参加者の半数を占めており、自治会や民生委員・児童委員、学校園への働きかけの成果と思われる。</p>
子育て講座	市内の乳幼児を持つ保護者等	6回(7)	<p>○乳幼児の保護者等を対象に、人として、親として豊かな人権感覚を養い、子育てに生かすために学びあう講座。 延べ受講者92人(1月開講分まで)(R6:55人)</p> <p>1. 「イライラと上手くつきあうためのコツ～始めようアンガーマネジメント」36人 ファシリテーター 安岡 寛さん</p> <p>2. 「レンズ越しに見守る子どもの成長～写真の撮り方プチ講座～」23人 プロフォトグラファー 河野 剛氏さん</p> <p>3. 「食べることの喜びを感じられる子に」18人</p>	<p>☆託児を実施することで、参加された保護者が講座に集中することができた。</p> <p>☆児童歯科衛生士、栄養士やプロフォトグラファーなど幅広い分野の講師を依頼することで、多角的な視点からの子育てについて考えていただける機会が作れた。</p> <p>☆受講者増への取組として市内の公民館で実施されている子育てほっとステーション</p>

			<p>栄養士 長岡 由里子さん</p> <p>4. 「命の入り口おくちから～現代のおくち事情とアプローチ」 15人</p> <p>歯科衛生士 河嶋 慶子さん</p> <p>5. 「子どもの発達を見守る楽しい子育て」</p> <p>公認心理師員 増尾著子さん</p> <p>2月25日開催予定</p> <p>6. 「親子で遊ぼう、絵本とわらべうた」</p> <p>子育てアドバイザー 河野由子さん</p> <p>3月11日開催予定</p>	<p>ンや図書館、ほほえみセンターなどでの啓発・PRに努めた。</p> <p>●今年度は、水曜日の午後で開催したが、火曜日開催の玉津学区ほっとステーションと協議し、参加しやすい開催日時を検討する。</p>
センター通信の発行	玉津学区、市内自治会長、関係機関	12回(12)	<p>○地域総合センターの活動状況の周知や、人権・同和問題の啓発をねらいとして毎月発行した。</p> <p>○県民センターをはじめ、県内の地域総合センターや隣保館等とも機関誌を交換し、幅広い情報収集を行った。</p> <p>○紙媒体での配布は、1,930枚/月</p> <p>○守山市ホームページに掲載</p>	<p>☆今年度は、全国人権・同和教育研究大会や解放県民のつどい等の記事を掲載して、啓発を行った。また、人権講座やセンター事業の周知を行った。</p> <p>☆人権・同和問題が市民全体の課題として根づいていくために、分かりやすく読んでいただけるよう工夫している。</p> <p>●センター開催事業や行事紹介記事に加えて、人権啓発の寄稿文などの掲載を取り入れるように工夫する。</p>

6. 児童センター事業

事業名	対象	回数	実施内容	☆成果 ●課題および方向性等
幼児クラブ	市内 幼児親子 2歳から 3歳の親子(弟妹可) 48組	48回 (60)	◇遊びを通して幼児の生活体験を豊かにし、親子のふれあいや保護者同士の交流を図る。 ◇子育て相談や保護者活動を実施し、互いの連帯感を強める。(毎週木・金曜日各20組) 指導者：センター児童厚生員	☆親子での様々な遊びを経験する中で、保護者が子どもに寄り添って遊ぶ姿や、褒める言葉がけが多くなるなど、親子関係の深まりが感じられた。 ☆持ち物の始末など生活面でできることが増えて、自信につながった。 ☆フォーム（インターネット）で募集したため申し込みやすくなり、40組の定員のところ、48組の応募があったため、運営を工夫し全員受け入れることができた。 ●子育てや就園に向けての不安や悩みのある保護者は少なくないため、保育者が児童の発達をしっかりと把握し、保護者全体への啓発や個別に寄り添いながら、きめ細かく対応していく必要がある。
なかよしひろば	市内 乳幼児親子 1歳から 3歳の親子(弟妹可) 60組	22回 (29)	◇親子で一緒に様々な遊びをする中で、子育ての楽しさや子どもの成長を味わう。 ◇親子同士が互いの子育ての悩みを出すことにより、互いにつながり、子育ての向上を支援している。月4回 月曜日2クラス（第1, 3週1歳児、第2, 4週2歳児） 指導者：センター児童厚生員	☆いろいろな遊びを通して、保護者と子どもが向き合い、寄り添いながら遊ぶことができた。 ☆子育ての不安や悩み(発達・偏食等)の相談など個々に応じた。 ☆教室での活動の流れを一定の決まった形にすることで、子どもたちが見通しをもって活動に参加し、楽しいことが始まるという期待をもって参加する姿が見られた。 ☆季節の活動に親子で期待を持って参加する姿がみられた。 ☆保護者同士の交流の場としての役割も果たせた。 ●月齢差が大きいいため、内

				容や時間を工夫していく必要がある。
おやこひろば	市内0歳児から就学前の親子	35回(35)	<p>◇親子で一緒に様々な遊びをする中で、子育ての楽しさや子どもの成長を味わい親子のふれあいを深めた。</p> <p>◇乳幼児親子が自由に来館して、安全に遊べる場として開催した。</p> <p>対象：市内0歳から就学前までの子どもとその保護者</p> <p>開催日：センターカレンダーにより水曜日、月3～4回程度</p> <p>指導者：センター児童厚生員</p>	<p>☆毎回継続している体操を楽しみにして来る子どもが増えた。</p> <p>☆毎週水曜日に開催していることが定着してきたので、周知され参加者の人数が増えてきた。</p> <p>●乳児期前半の参加者も増えてきており、場所を区切り、玩具の消毒を頻繁にする等、安全面に配慮していく。</p>
親子ふれあい教室	市内親子	5回(5)	<p>◇親子で豊かな体験をする中で、親子関係を深めるとともに、子育ての支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">延べ75組 (R6:70組)</p> <p>1、英語で遊ぼう 8月 17組 講師 田丸 園子さん</p> <p>2、親子で運動あそび 9月 21組 講師 フレンズ体操クラブ</p> <p>3、親子で3B体操 10月 12組 講師 遠藤 多見子さん</p> <p>4、親子ヨガ 11月 6組 講師 河嶋 慶子さん</p> <p>5、親子でリトミック 1月 19組 講師 森口美和子さん</p>	<p>☆広い遊戯室を利用して、親子でしっかり身体を使って遊ぶ内容としたため、1歳児の年齢の低い子ども達も親子で無理なく楽しんで参加できた。</p> <p>☆活動の内容を参加者の年齢に合わせて取り組むことができた。</p> <p>●今年度は火曜日開催としていたが、他の事業と重なることがあったため、来年度は開催曜日を検討する必要がある。</p>
こどものひろば	市内乳幼児親子～小学6年生	1回(1)	<p>◇牛乳パックのパッチンカメラや缶バッチの制作コーナー、カラーリング・ストラックアウトやスカットボール等のチャレンジコーナー、野洲吹奏楽団ジュニアバンド、チアダンスのオープニングショーを行った。</p> <p>◇いろいろな催し物を開催しながら、幼児・児童の健全育成を図り子育て支援に努めた。</p> <p>◇ボランティアさんは、大学生から高齢の方に依頼し、子どもたちが幅広い年齢の方と触れ合うことができるようにした。</p> <p>実施日：5月10日(土)</p> <p>参加者：235人(R6:229人)</p> <p>指導者：各種ボランティア 一般ボランティア</p>	<p>☆カラーリング、ストラックアウトなど、体を使って遊ぶコーナーは遊戯室に設置した。空いているコーナーが一目でわかり、あまり混雑せずにスムーズに流れていた。</p> <p>☆制作コーナーは研修室などの区切られた部屋を利用したので、静かな空間で遊ぶことができた。</p> <p>☆幅広い年齢のボランティアの方々の指導や一緒に遊んでもらうことで、様々な世代の方と交流する場となった。</p> <p>●ボランティアが高齢化等により集まりにくい。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>●オープニングに大勢のメンバーのグループ2組を依頼したため、人数が多くなり送迎の車も多く駐車場の確保、場所案内に困った。大勢のメンバーのグループは1組だけ依頼するなど、内容や依頼先を検討していく。</li> </ul>
遊戯室の開放	市内乳幼児親子から18歳まで	216回 (216)	<p>◇児童生徒の健全育成事業の一環として、遊戯室やスポーツ広場を開放した。</p> <p>月曜日から土曜日 9:30～12:00と13:00～16:45 指導者：センター児童厚生員 延べ利用者数4,312人（12月現在） (R6:3, 192人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆学区を超えて保護者・子どもの交流の場となっている。</li> <li>☆閉館時間を今年度より15分遅くしたことで、玉津小学生が下校後、毎日来館するようになり、小学生の参加が増えてきている。</li> <li>●小学生以上対象のゲームや本などの遊具が少ないので、楽しめる遊具の増に向け検討していく。</li> </ul>
ビーチボールバレー教室	市内小学校4～6年生	8回 (8)	<p>◇7、8月の夏休み期間中に初歩的な技能の習得と、市内児童の交流を通して仲間づくりを図った。</p> <p>玉津小学校11人 守山小学校2人 河西小学校5人 中洲小学校1人 速野小学校3人 吉身小学校2人 立入小学校1人 計25人(R6:25人)</p> <p>指導者：市内総合型地域スポーツクラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆昨年度までは電話申し込みの先着順で参加者を募っていたが、今年度からフォーム（インターネット）の募集に変更したことで申し込みやすくなり、応募人数が39人と多数の申し込みがあった。</li> <li>☆今年度は初心者の4、5年生が多く、基礎の練習やルールを早く理解したので、試合を多く楽しめた。</li> <li>☆学年学区を超えて交流できた。</li> <li>☆練習や試合の経験を重ねていくことで、チームのメンバーを思いやる、信頼する気持ちが育っていき姿が見られた。</li> <li>●児童の定員や内容については指導者と話し合っ決めていく。</li> </ul>

児童センターだより・親子教室通信の発行	玉津学区全戸・こども園・小学校・中学校・登録教室の保護者他	10回 (12)	◇児童センター事業の状況等の情報提供をねらいとして毎月発行した。 (事業内容、事業の参加募集、写真等で事業の様子を知らせる。また、子育てひとことメッセージ等の掲載)	☆「児童センターだより（もりのこきっず）、なかよしひろば・幼児クラブ通信」の裏面には、事業の取組の様子を写真等で掲載することにより、事業内容の理解につながった。 ☆ホームページに児童センターだよりを載せるようになり、利用者に浸透してきた。 ●なかよしひろば・幼児クラブ通信に子育てのアドバイスを毎月掲載しているので、より保護者に浸透するように教室の時間内に口頭でも伝えるようにしていく。 ●児童センターだよりを小児科外来にも配布しているが、近年新しく増えた小児科にも配布していく。
---------------------	-------------------------------	-------------	---	---

## 7. その他

事業名	対象	日時	実施内容	☆成果 ●課題および方向性等
第31回びわこ南部地域部落解放高校生等交流集会	湖南6市の中高校生等	高校生委員会5回 (10月～1月)  集会当日 2月1日(日) 10時～16時00分	※今年度の開催市は甲賀市。 (次回守山市の事務局担当は2030年度)  ◇実行委員会 集会当日の活動内容を企画、運営する。 ◇集会当日 高校生を中心とした世代が集い、部落差別問題をはじめとした様々な人権問題について語り合う。	☆今年度は遠方の開催地であるが守山市内の高校生5人が実行委員として集まり、昨年度に続き自発的に実行委員長、副実行委員長を市内の高校生が担当し、若者の担い手育成ができた。  ●2030年度守山市に事務局担当が回ってくる。前年度から実行委員の確保に動く必要がある。

## 施設の現状について

守山市地域総合センターは、昭和57年（1982年）に設置し、隣保事業としての機能を活かした人権・部落差別問題学習、啓発活動の推進、相談事業や子育て支援など地域の身近な施設、併せて会館や公民館を併設する地域交流の施設として運営している。

開設から長期経過し施設の老朽化がはじまっており、将来にわたって長く使い続けられるよう今後計画的に施設改修を行う中、適切な維持管理を図っていくことが必要である。

### 1 施設概要

所在地 滋賀県守山市矢島町3091番地  
設置 昭和57年（1982年）4月  
敷地面積 11,340㎡、延床面積 本館棟1,100㎡、児童センター600㎡

#### (1) 地域総合センター

1階 事務室（地域総合センターおよび玉津会館・公民館）

会議室 定員60人

和室32帖 定員60人

調理実習室 調理台4台、調理器具等設置

相談室 各種相談

2階 研修室 定員80人

学習室1 定員30名

学習室2 定員30名

図書室 図書、資料、テレビ等設置 定員20人

遊戯室（児童センター） 子育て支援、軽スポーツなど

#### (2) 屋外施設

ア スポーツ広場 7,200㎡

サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなど 夜間照明あり

イ テニスコート 1,400㎡

全天候型、ポリエチレン系コート2面 夜間照明あり



地域総合センター



遊戯室（児童センター）



屋外施設

## 2 施設使用料の見直し

市では公共施設の使用料は、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、4年ごとに見直しを行っている。今般見直しを行った結果、物価高騰による施設の維持管理経費が増大していることや、県内他市の見直し状況を踏まえ、令和8年（2026年）4月1日から使用料の一部を改訂する。

これにより、地域総合センター同和対策集会所、児童センター遊戯室の使用料の見直しを実施する。

### (1) 同和対策集会所（和室、会議室1、調理室、研修室、学習室1、学習室2）

区分	午前		午後		夜間		午前・午後	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで		午前9時から 午後5時まで	
	1室につき							
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日、 休日	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円	2,800円	3,100円
その他の 日	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円	1,210円	1,360円

### (2) 児童センター遊戯室

区分	午前9時から午後5時まで （1時間につき）		午後5時から午後10時まで （1時間につき）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日、休日	420円	470円	490円	550円
その他の日	280円	310円	340円	380円

### (3) テニスコート

区分	夜間照明施設を使用しない （1時間につき）		夜間照明施設を使用 （1時間につき）	
	据置		据置	
日曜日、土曜日、休日	1コートにつき	220円	2コートにつき	1,000円
その他の日	1コートにつき	160円	2コートにつき	710円

### (4) スポーツ広場

区分	夜間照明施設を使用しない （1時間につき）		夜間照明施設を使用 （1時間につき）	
	据置		据置	
日曜日、土曜日、休日	160円		890円	
その他の日	110円		600円	

### 3 施設改修の状況（主なもの）

- 平成16年度（2004年度） 本館改修（和室増設、エレベータ設置などリニューアル）
- 令和6年度（2024年度） スポーツ広場防塵舗装工事
- 令和7年度（2025年度） スポーツ広場夜間照明更新工事（LED化）

### 4 今後の対策

当該施設は昭和57年（1982年）に設置し43年が経過している。平成16年度（2004年度）に本館施設はリニューアル改修を行ったが老朽化がはじまっており、施設を将来にわたって長く使い続けるためには計画的な施設整備が必要であることから、令和8年度（2026年度）には遊戯室照明のLED化、今後年次的に本館照明のLED化、遊戯室床面改修等を実施していきたい。

## 2025年度 小学生自主活動学級プログラム

回	月	日	曜	活動時間	タイトル	対象	担当	場所	活動内容
1	5	16	金	14:30～ 15:30	開講式	6年	地総 中嶋	遊戯室	自主活動学級の目的を聞く。交流会では支援者とともに全員で交流活動をする。
2	6	6	金	14:30～ 15:30	相手も自分も元気になる魔法の言葉『ペップトーク』	5,6年	安岡 寛さん	遊戯室	ペップトークを学んで自分も相手も大切にしよう。
3	6	20	金	14:30～ 15:30	身近にある障がい者福祉施設について知ろう	6年	たいよう 川島 洋さん	研修室	重症心身障害者施設たいようについて事前学習。
4	7	11	金	13:30～ 14:30	SNSと人権	5,6年	地総 中嶋	遊戯室	SNSやネットとの関わり方を考える。
5	7	24	木	10:30～ 12:00	たいよう訪問 (A組)	6年	たいよう 川島 洋さん	たいよう	重症心身障害者通所施設たいようを訪問し、職員さんや利用者さんと交流する。
5	7	29	火	10:30～ 12:00	たいよう訪問 (B組)	6年	たいよう 川島 洋さん	たいよう	重症心身障害者通所施設たいようを訪問し、職員さんや利用者さんと交流する。
6	8	1	金	14:00～ 16:00	中学生の先輩たちと勉強会	6年	中学生自主活の先輩	研修室	中学生自主活の先輩たちに勉強を教えてもらう。(夏休みの宿題など)
7	9	12	金	14:30～ 15:30	子どもの権利	6年	地総 古川、中嶋	研修室	かるたをしながら子どもの権利について学ぶ。
8	9	19	金	14:30～ 15:30	LGBTQ	6年	四辻 厚さん	研修室	性の多様性について学ぶ。
9	10	10	金	14:30～ 15:30	国際教育	4,6年	小濱 舞里さん	遊戯室	国際的な目線で人権について考える。
10	11	14	金	14:30～ 15:30	自主活通信を作ろう1	6年	地総 中嶋	研修室	学んだことを自主活通信にまとめ、地域や関係機関に発行して啓発する。
11	11	28	金	14:30～ 15:30	自主活通信を作ろう2	6年	地総 中嶋	研修室	学んだことを自主活通信にまとめ、地域や関係機関に発行して啓発する。
12	12	5	金	13:30～ 14:30	自主活通信を作ろう3	6年	地総 中嶋	研修室	学んだことを自主活通信にまとめ、地域や関係機関に発行して啓発する。
13	1	23	金	14:30～ 15:30	活動のまとめ	6年	地総 中嶋	玉津小	学んだことを振り返り、交流会の準備をする。
14	1	30	金	14:30～ 15:30	閉講式	6年	地総 中嶋	遊戯室	1年間の学習のまとめを閉講式で交流する。

## 2025年度 中学生自主活動学級プログラム

回	月	日	曜	活動時間	タイトル	担当・講師	場所	活動内容
1	5	23	金	19:00~ 20:30	開講式	地総 中嶋	地総研修室	自主活の参加者と交流活動を通じて親睦を深める
2	6	12	木	19:00~ 20:30	幸せに生きるために	四辻 厚さん	地総研修室	幸せに生きるために憲法から学ぶ
3	6	27	金	14:30~ 16:00	モルックで交流しよう	スポーツ振興課	地総スポーツ 広場	モルックを楽しみながら交流する。(期末テスト2日目)
4	7	8	火	19:00~ 20:30	共に生きる社会へ 「ウリハッキョマダン」	チョン サンガン 鄭 想根さん	地総研修室	滋賀朝鮮初級学校のウリハッキョマダンの取り組みから学ぶ
5	7	16	水	19:00~ 20:30	発達障害ってなんだろう？	丸田 尚志さん 松岡 陽太さん	地総研修室	発達障害について学ぶ
6	8	1	金	14:00~ 16:00	小学生と勉強会をしよう	中学生自主活参加者	地総研修室	小学生6年生の希望者に勉強を教えることを通じて交流する
7	8	24	日	9:00~ 16:00	ウリハッキョマダンへ行こう！	地総 中嶋	滋賀朝鮮初 級学校	滋賀朝鮮初級学校で開催されるお祭り「ウリハッキョマダン」に行こう（事前申込）
8	9	11	木	19:00~ 20:30	部落差別問題① 高校生と学ぶ人権	守山中学校卒業生	地総研修室	びわ南高校生集会の実行委員と一緒に部落差別問題について考えよう
9	9	30	火	19:00~ 20:30	部落差別問題② 本人通知制度を広めよう！	人権政策課、市民課	地総研修室	登録者を増やすために、人権政策課、市民課職員と一緒に啓発グッズを作る
10	10	9	木	18:30~ 20:00	こんな自主活がしたいプロジェクト①	四辻 厚さん、中嶋	地総研修室	オリエンテーション・意見交換
11	10	23	木	18:15~ 19:45	こんな自主活がしたいプロジェクト②	四辻 厚さん、中嶋	地総研修室	企画1
12	10	30	木	18:15~ 19:45	こんな自主活がしたいプロジェクト③	四辻 厚さん、中嶋	地総研修室	企画2・準備1
13	11	6	木	18:15~ 19:45	こんな自主活がしたいプロジェクト④	四辻 厚さん、中嶋	地総研修室	準備2
14	11	13	木	18:15~ 19:45	こんな自主活がしたいプロジェクト⑤	中嶋	地総研修室	準備3
15	11	25	火	放課後	こんな自主活がしたいプロジェクト⑥	中嶋	守山中	リハーサル、動画撮影
16	12	1	月	6時間目	プロジェクト第1回目	四辻 厚さん、中嶋	守山中	全校で仲間づくり活動を実施予定「すごろくでしゃべって仲間づくり」
17	12	22	月	18:00~ 19:30	閉講式	地総 中嶋	地総研修室	閉講式「今年度の取り組みの振り返り」
18	1	16	金	6時間目	プロジェクト第2回目	地総 中嶋	守中放送室	次のプロジェクトへ向けた話し合いを全校で実施
19	2	26	木	15:00~ 15:45	部落差別問題③ 反差別のために 制度登録者数を増やそう！	人権政策課、市民課	本庁入口？	啓発グッズを市役所職員と一緒に市民に配布する。(期末テスト2日目)



## 6年A組自主活通信『ペップトーク』

### 【ペップトークとは？】

ペップトークの使い方はたくさんあります。ペップトークは主にプラス発言や緊張しているときに励ましてくれるような言葉です。試合が始まる前に応援をされたらやる気になりませんか？その応援はその選手に自信をつけて自分を自分でやる気にさせるのもペップトークの使い方の一つです。例えば僕だったら、陸上の試合で緊張しているときに他の陸上のチームの人が「お互い良いタイム出そうな」と励ましてくれて自信がついたことがあります。

逆にプッペトークという言葉があります。そのプッペトークとは、ペップトークとは真逆で簡単にいうとマイナス発言です。プッペトークを言われると嫌な気持ちになると思います。そのため、ペップトークを使うのではなくペップトークをたくさん使って自信をつけたりやる気にさせたりしましょう。

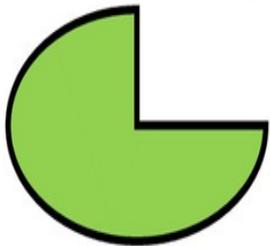
### 【とらえかた変換】

とらえかた変換とは、マイナスなイメージの言葉を、前向きなプラスの言葉に変換することを言います。例えば「運動会が延期になった」これをプラスのイメージにすると「練習期間が増える」となります。

では、みなさんに聞きます。左のコップに半分残ったジュースがあります。あなたは「もう半分しかない」と見るか「まだ半分もある」と見るかどちらですか。もう半分しかないを見るとあと半分しか飲めないと感じ、マイナスなイメージになります。逆に「まだ半分もある」と見るとまだまだジュースが残っていると感じるようになりプラスになります。とらえかた変換をすると気持ちが明るくなります。みなさんも生活の中でやってみてください。



### 【あるもの承認とは】



左の図を見てください。ほとんどの人が円がかけられているところが気になると思います。これは人の心理的特性にあることなので至って自然なことです。あるもの承認とは、ないところに目を向けるのではなくあるところに注目することです。例えば苦手なことがあるとそこが目立ちやすいですが、得意なことを見つけるほうがたくさん見つかるはず。このように視点を変えると自分の考え方をポジティブに変えることができ、気持ちを明るくすることができます。

### 【してほしい変換】

「すき焼きを想像しないでください」と言われたら想像してしまいますよね。その言葉を聞いてしまった時点ですき焼きのことを絶対に想像をしてしまいます。私たちの脳は、「想像して」と、「想像しないで」を区別できないんです。例えば「廊下を走らないで」と言っても「走らないで」と「走って」は脳の中では区別できません。だから「走らないで」ではなく「歩いて」と言うのが脳が「歩いて」と理解できます。このようにしてほしい変換をするとちゃんと理解してくれます。みなさんは、してほしい変換をしていますか？一度みなさんもしてほしい変換を試してみましょう。

### 【337ペップトークとは？】

337ペップトークとは、ペップトークで作った三三七拍子のことです。例えば、「トライ、トライ、めげずにトライ」など「歩く、歩く、たくさん歩く」や「とれる、とれる、一位をとれる」「学ぶ、学ぶ、テストに向けて」などのようにたくさんあります。337ペップトークを使うと周りの人の雰囲気や気持ちが温くなる効果があります。みなさんもぜひこの機会に337ペップトークを使ってみてはいかがでしょうか。

6年A組

# たいよう新聞

## 『重症心身障害者通所施設たいよう』

石田町にある『たいよう』さんは平成24年8月から活動をしているそうです。なぜ『たいよう』という名前になったか、みなさんはわかりますか？名前の由来はその名の通りみんなが太陽のように輝いてほしいと思い『たいよう』という名前になったそうです。『たいよう』さんでは利用者一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、それぞれの自分らしさや力を生活の中で発揮できるように活動に取り組んでいます。『たいよう』さんでは毎月イベントが行われているそうです。



### 【普段の活動】



『たいよう』さんでは普段は音楽活動や表現活動、からだ活動などをされています。例えば音楽活動では音楽リズムやカラオケなど様々な方向から音楽に触れ楽しんでいるそうです。表現活動では創作（絵画）活動や感触活動、スヌーズレン（リラックスできる部屋）の中で利用者の方々それぞれが個性や思いを表現していく活動をしているそうです。からだ活動はヨガ、バルーン、エステ、エアートランポリンなどの取り組みの中で、今持っている力を最大限に生かすことができるように取り組む活動だそうです。私たち六年生

が『たいよう』さんを訪問させていただいた時は、利用者さんに合わせたスロープでボウリングを体験させていただきました。そのように利用者の皆さんにあった工夫をして楽しく活動されているようです！

### 【交流学习でしたこと】

交流学习では、職員さんの手作りのボーリングをしました。『たいよう』の利用者さんが使いやすいように作られていました。私たちもやってみましたが、意外と難しくてびっくりしました。『たいよう』の利用者さんは、車椅子に乗っているの普通のボーリングは、難しいので職員さんが工夫して作られていました。ダンボールで車椅子に合うように坂のようなものを作り、ピンに鈴がついていて倒れたことがわかるように設計されてました。職員さんの努力がわかって感動しました。またやってみたいです。

### 【介護機器体験について】

『たいよう』の介護機器体験では、障害がある方が毎日、快適に過ごせるように、体が動かせない方々が安全に行動、移動ができるようにサポートする体験をしました。職員さんによると障害がある方々はこの機械を使って移動しているそうです。私達は、実際に機械を使って、体験しているのを見学しました。担任の先生が「え？これ浮いてるの？」というくらい浮いていても、ゆれていなくてびっくりしました。障害のある方々が毎日、安全にできるように機械にもたくさんの工夫がされていてすごいなと思いました。私は、サポートしているのは、職員さんだけでなく、一つの機械でもできるんだなと思いました。

# 6年A組自主活通信『ネット・SNSと人権』

## 【玄関理論】



玄関理論とは、講演家の小木曾 健さんがおっしゃった理論です。この理論は、「玄関に貼り付けてもいいものは、ネットやSNSに投稿しても良いもの」という理論だそうです。例えば、SNSにだれかの悪口を書くと玄関のドアにその人の悪口が貼り付けられるということです。SNSは一度上げてしまうと、そのSNSを見た人がスクショ（画像を保存）したり、それをネタとして取り上げたりして、もう二度とこの世から消えることがないものになります。そのため、私もネットに何かを上げるときは、その内容を玄関のドアに貼り付けていいものか考えようと思います。

## 【LINEの使い方を考えよう】

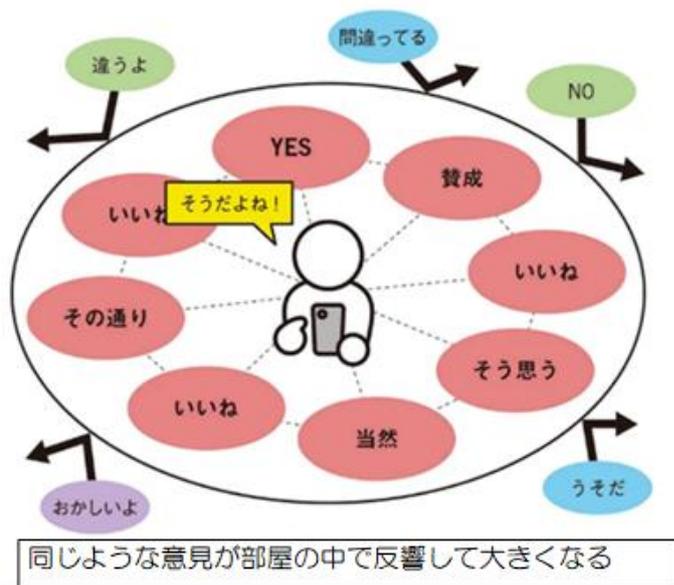


皆さんLINEは使ってますか？LINEは家族、友だちなどいろいろな人と会話するためのアプリです。でも、LINEは会話だけではなくほかにもいろいろできます。

LINEで使っていていいところは、直接会ってなくてもSNSで繋がれるところです。逆に悪いことは悪口、迷惑行為、グループLINEの陰口などいろいろあります。他には一度送ってしまったらLINEに一生残ると言うことが怖いところです。送る前にしっかり考えて送る事です。

## 【フィルターバブル】

みなさんフィルターバブルを知っていますか？GoogleやYouTubeで検索したものに似たものがおすすめで出てくることでフィルターバブルが起こりやすくなります。その人の好みの動画などが解析されて、似たような動画などが出て来ます。しかし、自分と違う考えの動画が出てこなくなることで他の考えと出会えなくなり、自分の考えが偏ってしまいます。そのため、ネットの情報がすべて正しいとは限らないとわかったうえで、インターネットを利用しましょう。



## 【ネットやSNSと正しく向き合うために】

皆さんはネット・SNSと正しく向き合うために何が出来るか知っていますか？ネットを使いすぎると身体的な影響（視力の低下、睡眠不足、肩こり、運動不足）や精神的な影響（イライラする、集中力低下）などを引き起こすおそれがあります。他にも依存してしまいやめられなくなり精神が不安定になったり、ゲームの課金などで高額な請求が発生したりしてしまいます。

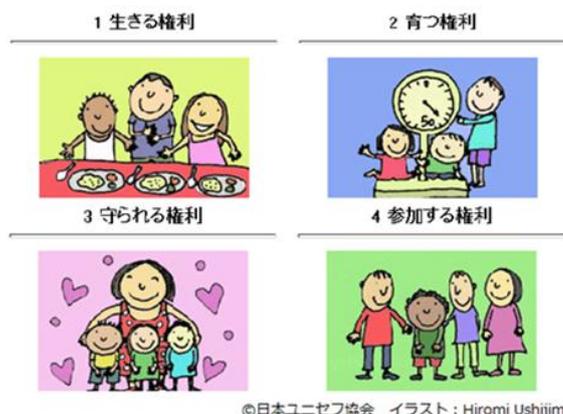
こうならないようにするためにできることは利用時間を決めることです。利用時間を決めることでSNSに費やす時間を制限し、他の事に時間を使う事ができるようになります。

# 6年A組自主活通信『子どもの権利』

## 【子どもの権利条約とは】

子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつことを明確にしました。子どもがおとなと同じように、同じ人間としてもつ色々な権利を認めるのと一緒に、成長の段階にあって保護が必要な、子どもたちならではの権利も定めています。子どもの権利条約がなかったら起こることは、健康に生活できない・教育を受けられない・安全に生きていけないなどがあります。

## 【世界の子ども権利かるたとはどんなもの？】



世界の子ども権利かるたはみんなで楽しく遊べるかるたです。かるたは考えることが大事です。かるたは、知識、頭を使うこともできます。かるたのカードは、どこにあるかを見るのも勉強の一つです。いろいろなかるたの種類があります。かるたは、どこかのお店で売っているかもしれません。だからみんなもかるたを売っているお店を見かけたら買ったほうがいいかもしれません。

子どもの権利かるたについて調べられて良かったです。まだまだ知らない言葉がいっぱいあるかもしれません。勉強になってよかったです。読んでくれてありがとうございました。

## 【子どもの権利の4つの柱】

柱	内容
1. 生きる権利	命が守られて、医療を受けられて元気に成長できる権利です。他には安全な水や食料が飲み食べできることです。
2. 守られる権利	虐待、暴力、差別などから身を守られる権利です。障害のある人や国籍の差別される人を守るべき権利です。
3. 育つ権利	学校に行き遊んだり、授業を受けられる権利です。他はスポーツなどを楽しめることです。
4. 参加する権利	いろいろなイベントに参加できて、自分の権利を言って聞いてもらう権利です。

## 【身近な子どもの権利の問題】

「子どもの権利」はすべての子どもが持つ基本的人権です。ですがこの日常で子どもの人権が守られていないことがあります。たとえば、自分の意志や意見を言っても「それはだめ」とか「無理」とすぐに否定されたことはありますか？それは「子どもにとって最善を考えて貰う権利」や「意見を表す権利」が守られていないと言えるでしょう。このように身近なところでも子どもの権利は守られていません。これらを守るためにまずはたくさんある子どもの権利について知ってほしいと思いました。

## 【子どもの権利の認知度】

皆さんは「子どもの権利」について知っていますか？子どもにも大人と同じように権利があります。例えば「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」などです。この他にも40種類ほどの権利があります。このような権利があることを知っている大人は53.2%で約半数が「名前すら聞いたことがない」と言っている状況です。このままではきっとこの世の中は明るい方向へは進んでいきません。沢山の人が子どもの権利について知り、それを守っていかなければいけません。

私は「権利」という言葉は知っていたけど子どもの権利があるとは知りませんでした。たくさんの方が子どもの権利について知り、全員が幸せに生きられるような世界になったらいいなと思います。

# 6年A組自主活通信『LGBT』

## 【LGBTとは？】

みなさんは何色が好きですか。男の子は青や黒、女の子は赤やピンクといった決めつけがたまに見られます。最近はあまり見かけないですが、少し前までそのような決めつけがあったのです。他にも中学校の制服などがあります。男の子は絶対にズボン、女の子は絶対にスカートと決められていました。だけど今では、ズボン、スカートどっちを着てもいいのです。男の子でも赤やピンクの服を着たり、女の子でも青や黒のランドセルを使ったりしています。昔の当たり前は今とは違うのです。自分が今持っている性別に囚われすぎず、自信を持って生きていきましょう。



## 【性はグラデーション】



人間の性は2つだけではありません。多様性を理解するためには性の4つの要素を知ることが大切です。性の要素は「からだの性」「こころの性」「すきになる性」「性別表現」があります。この要素がかかりあって性は形成されます。そのため世界には様々な性が存在します。線で区切ることは難しいため、性はグラデーションと表現されます。LGBTのシンボルマークは性の多様性を表しているから虹色で表されています。

## 【LGBTの意味は？】

皆さんはLGBTの意味を知っていますか？LGBTの意味は、Lのレズビアンは女性が女性のことを好きになること、Gのゲイは男性が男性のことを好きになること、Bのバイセクシュアルは男性も女性も好きになること、Tのトランスジェンダーは体は男性で心は女性のことや体は女性で心が男性の人のことを言います。他に、自分の性別がわからない人や迷っている人をQのクエスチョニングと言います。性は女性と男性の2種類だけではなく、たくさんの性があります。

## 【自分の性が気になったり心配になったら】

自分の性が気になったり心配になったら、大人や頼れる人、信頼できる友だちなどに相談したらいいと思います。大人や友だちに相談できなかつたら、相談窓口にも相談できます。

## 【相談されたり打ち明けられたりしたら】

LGBTということを相談されたり打ち明けられたらあなたならどうしますか？私は、相談されたり打ち明けられたりしたら、拒否するのではなく相手の気持ちをしっかり聞いてあげたいです。相手にも勇気のいる行動であり、簡単に伝えることのできない問題だと私は思います。相手がどう受け止めて欲しいか、どう寄り添ってほしいかを考えてみるのが大切だと思います。相談してくれた人の気持ちを大切にするため、気をつけるべきことは、相談してくれたことを人に言いふらすことや相手を踏みにじるような言動や行動をしないようにすることだと思います。

### 【相談窓口】

- ・守山市子ども家庭相談センター  
077-582-1112
- ・守山市地域総合センター  
077-585-4822
- ・滋賀県人権センター  
090-3188-2255

# 6年A組自主活通信『Tumaini Nyumbani ～希望をわが家に～』

## 【ケニアってどんな国？（自然）】



ケニアは、インド洋に面した東アフリカの国です。サバンナ、湖水地方、大地溝帯、山岳地方などがあります。ケニアは、「自然と動物の宝庫」と呼ばれている国で、地域ごとに異なる気候と自然環境が広がっています。ケニアには、広大なサバンナやたくさんの国立公園があります。マサイマラ国立保護区、アンボセリ国立公園、ナイロビ国立公園、ナクル湖国立公園などがあります。国立公園には、ゾウ、キリン、スイギュウ、ライオン、チーター、ヒョウなどのたくさんの動物も住んでいます。

## 【ケニアってどんな国？（民族文化）】

ケニアで有名な民族はマサイ族です。目がすごくいいんですよ。目がいい理由は、広いサバンナで遠くの景色をよく見るからみるみる目がよくなったそうです、あとはジャンプがすごいですよね。ケニアの伝統的な家は土と木で作られています。ケニアでは宗教を信じる人が多数います。その宗教の中でも主要な宗教はキリスト教です。その他にもイスラム教の人もいます。食事はウガリを食べています。ウガリは白とうもろこしで作られています。ケニアには土と木で作られている家がいっぱいあるというわけではなく、ナイロビに行くとビルや整備が整えられた道路などがあります。あとは動物がいっぱいいてそこを見に行くことも可能です。村とは少し離れているので動物が来ることはないそうです。



kenyamatecchan のブログから引用



## 【トウマイニ ニュンバーニについて】

トウマイニ ニュンバーニとは NGO 団体でケニアの助けが必要な人を助けるグループです。日本の大学生の活動でケニアにいる責任者のウィニーさんと電話してつながっています。自主活動で講師をしてくださった小濱さんは現地におもむいてシングルマザーの9人に会いました。そこでシングルマザーが作った手作りのバッグをトウマイニ ニュンバーニが預かり、それを売ったお金でシングルマザーの人たちを手助けされていました。手助けをたくさんしている素敵なお活動だと思います。

## 【支援の方法】

ケニアのママさんたちを助けるには、国をまたぐ活動のためお金がどうしても必要です。小濱さんが入っていた NGO 団体は、助けているケニアのママさんとバッグを作って、その売上を支援費に当てています。まず、助けているケニアのママさんにケニアの天然繊維を使って、バッグのかごの部分を作ってもらいます。そして、作ってもらった物にケニアのお店で皮の持ち手などをつけてもらい、それを日本に持って帰ってきます。次に、持って帰ってきたバッグをイベントやエスニックショップで販売し、その売上をケニアのママさんたちに送金するという方法です。「私もこのバックを買いたい」という人は、「サイザルバッグ」と検索してみてください。



## 【小濱さんの話を聞いて】

私は小濱さんの話を聞いて、「トウマイニ ニュンバーニ」のような活動がたくさんの方に広まったらいいなと思いました。世界には助けを必要としている人がたくさんいます。けれど、トウマイニのような活動で少しの人数でも助けられるようになっていったら、少しでも助けを必要としている人が減るかなと思いました。ですが小濱さんはそうは思わず、「ケニアのお母さんたちだけではなく、他に助けを必要としている人たちのことも考えられるとよかった」と現在考えられています。私はトウマイニのような助けを必要としている人を少しでも助ける活動に協力できたらいいなと思いました。

# 人権講座

回	日時	内容	会場
1	6月21日(土) 10:00~11:30	「腹話術人形『元気くん』と笑いで気づく人権」 お笑い福祉士 社福亭モーリーさん 人権講座のオープニングの第1講座、腹話術人形を操るモーリーさんの笑いとお元気のできるトークから人権を考える講座です。	地域総合センター 研修室
2	7月12日(土) 10:00~11:30	「インターネットと人権」 滋賀県人権センター 山村暁子さん ネット上に掲載される誹謗中傷、目を疑いたくなる人権侵害の投稿などインターネット社会の中での人権について講演いただきます。	守山公民館 大会議室 (守山学区共催)
3	7月19日(土) 10:00~11:30	「滋賀で学ぶ戦争の記録」 滋賀県平和祈念館 村田 明さん 戦後80年となる今年、滋賀に残る戦争の記録を振り返り、今も紛争の絶えない世界を見すえながら平和について考える講座です。	地域総合センター 玉津公民館研修室 (玉津学区共催)
4	7月26日(土) 10:00~11:30	「あなたの身近にもいるLGBTQ～性のあり方は十人十色」 元保健室の先生 井上鈴佳さん レズビアンである井上さんの体験談や今の生活からLGBTQについての理解を深めるお話をさせていただきます。	速野公民館 大会議室 (速野学区共催)
5	8月2日(土) 10:00~11:30	平和のよろこび展共催「守山空襲から考える平和」 守山市遺族会 山川芳志郎さん 太平洋戦争時、守山市にも空襲がありました。その時の傷跡を今も見ることができます。守山遺族会さんに空襲から考える平和を語っていただきます。	守山市民ホール 2階学習室
6	8月19日(火) 15:00~16:30	「子どもたちのエンパワメント～子どもと人権～」 えんばわめんと堺 大人が守る子どもの人権の視点から、こども人権を尊重し、お互いに多様性を認め合い、暴力の無い社会を目指す講座です。	地域総合センター 研修室
7	9月26日(金) 19:30~21:00	「聴導犬との生活を知り、手話を学びましょう」 聴導犬ユーザー 五十嵐恵子さん・手話サークルえがお 補助犬の1つである聴導犬との生活と手話を学んでいただくことで、聴覚障がいについて理解し支援・行動できる講座です。	中洲公民館 大会議室 (中洲学区共催)
8	11月8日(土) 10:00~11:30	「認知症の人と共に生きるまちをめざして～今、私たちにできること～」中部地区地域包括支援センター山口勉さん 認知症について正しく理解し、認知症の方への接し方・見守りについて研修し認知症サポーターとしての認定をします。	地域総合センター 研修室

9	11月18日(火)	「子どもたちが夢を描くために」 <b>元Jリーグサッカー選手 村田和哉さん</b>	玉津小学校体育館
	10:30~12:00	地元守山出身の元Jリーガーの村田さんから、サッカー選手になるまでの夢と実現に向けての活動を語っていただきます。	(玉津小PTA共催)
10	12月20日(土)	「食文化を通じて、人権について学ぼう」 <b>じぶんProjectしが 前田耕平さん</b>	地域総合センター 研修室・調理室
	10:00~11:30	内容は調整中(2023年さいぼし作り・2024年段ボール燻製機づくりを通して、部落差別問題を学びました。)事前申込・参加費必要	
11	1月16日(金)	「部落差別問題から考える、人権問題の見つめ方」 <b>ネットワーク八幡 竹尾耕児さん</b>	地域総合センター 会議室
	19:00~20:30	部落差別問題解消に向けて取り組む中で、見えてきた多くの人権問題について自分の体験活動から講演いただきます。	
12	2月13日(金)	「『ある精肉店のはなし』から考える人権」 <b>守山市人権政策課 小濱舞里さん</b>	地域総合センター 研修室
	19:00~20:30	映画「ある精肉店のはなし」のダイジェスト版を視聴いただき、映画から見えてくる部落差別問題について考えます。	
13	3月7日(土)	<b>オープニング：守山市吹奏楽団アンサンブルコンサート</b> 「紙芝居とお話」 <b>紙芝居師 小川佳訓さん</b>	地域総合センター 遊戯室
	10:00~11:45	車椅子で活動されている紙芝居師の小川さんに、障がいのある中での活動と差別問題について紙芝居を通して語っていただきます。	
14	動画配信	「腹話術人形『元気くん』と笑いで気づく人権」 <b>お笑い福祉士 社福亭モーリーさん</b>	守山市 ホームページ
	7月配信	人権講座第1講座で語っていただいた腹話術人形を操るモーリーさんに30分の動画を撮りなおしての配信です。	You Tubeでも配信します。

※どなたでも参加していただけます。事前申込は不要で参加費も無料です。

※ただし、第10講座のみ事前申込が必要です。参加費を当日いただきます。

※場所：地域総合センター研修室、遊戯室が中心ですが講座により変更されます。

共催の講座については会場が共催先の場合がありますので確認の上お越しく下さい。

共催の人権講座でも、どなたでも参加いただけます。

※本年度も人権講座参加カードを発行します。個人やグループで参加スタンプを集めてください。

【問い合わせ・事前申込】地域総合センター電話(585)4822 FAX(585)5254

(平日の8時30分~17時15分の時間帯にお願いします。)担当：古川

# 子育て講座

回	日時	内容	会場
1	10月15日(水)	<b>「イライラと上手くつきあうコツ～始めようアンガーマネジメント～」</b> ファシリテーター 安岡 寛さん	地域総合センター 研修室
	13:30~15:00	すぐに怒り叱ってしまう感情をコントロールして、上手く子育てするコツを教えてください。	
2	11月12日(水)	<b>「レンズ越しに見守る子どもの成長～写真の撮り方講座～」</b> リバーズ代表フォトグラファー 河野剛氏さん	地域総合センター 研修室
	13:30~15:00	レンズ越しに見守り振り返る写真の活かし方、スマホやカメラなどで撮るためのワンポイントアドバイスをお聞きします。	
3	12月3日(水)	<b>「食べることの喜びを感じられる子に」</b> 栄養士 長岡由里子さん	地域総合センター 研修室
	13:30~15:00	生きるためのエネルギーの源になる食べ物、食育の視点からの子育てについて栄養士の長岡さんにご講演いただきます。	
4	2026年 1月28日(水)	<b>「命の入り口おくちから！～現代のおくち事情とアフローチ～」</b> 小児専門歯科衛生士 河嶋慶子さん	地域総合センター 研修室
	13:30~15:00	人生100年時代を生き抜く要は『お口』にあり！！現代のおくち事情を知る事で身体も心も豊かになります。	
5	2月25日(水)	<b>「子どもの発達を見守る楽しい子育て」</b> 発達相談員・公認心理師 増尾著子さん	地域総合センター 研修室
	13:30~15:00	子どもの発達を見守る親子関係を大切にしながらの楽しい子育てについて臨床心理士でもある増尾先生からお話しいただきます。	
6	3月11日(水)	<b>『親子で遊ぼう絵本とわらべうた』</b> 子育てアドバイザー 河野 由子さん	地域総合センター 和室
	13:30~15:00	わらべ歌と絵本を活用した子育てを！ <u>事前予約必要</u> 15組の親子限定になります。託児はありません。	

※どなたでもご参加していただけます。申込不要で受講も無料です。

(ただし「第6講座」は1歳児までの親子15組が対象ですので電話で申し込んでください。)

※場所：地域総合センター研修室、和室、遊戯室

※託児あります(先着18名・無料) (第6講座は親子で参加のため託児はありません。)

託児および第6講座ご希望の方は、平日(8:30~17:15)に電話でお申込みください。

※託児せずにお子さんと一緒に講座に入られても大丈夫です。

【問い合わせ】地域総合センター電話 (585) 4822 FAX (585) 5254

## ○守山市地域総合センター運営審議会規程

昭和58年4月1日

訓令第3号

改正 平成元年4月1日訓令第8号

平成9年11月25日訓令第12号

平成13年5月28日訓令第7号

令和3年4月1日訓令第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、守山市地域総合センターの設置等に関する条例(昭和57年守山市条例第13号)第6条第2項の規定に基づき、守山市地域総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 守山市地域総合センターが行う事業の企画および実施について調査または審議すること。
- (2) 守山市地域総合センターの附属施設の管理および運営の計画につき審議すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係諸団体の代表者
- (3) 関係教育機関の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平9訓令12・平13訓令7・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて関係行政機関の職員または関係者の出席を求めることができる。

(平13訓令7・一部改正)

(部会)

第6条 審議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の分掌事務は、会長が会議に諮って定める。

3 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

4 部会長は、部会の分掌事務に係る調査および審議の結果を会長に報告するものとする。

5 その他部会に関し、必要な事項は別に定める。

(令3訓令23・一部改正)

(部会の会議)

第7条 部会の会議(以下「部会議」という。)は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会議の議長となる。

3 部会議は、必要に応じて関係機関の職員、関係団体の代表者または関係者の出席を求めることができる。

(平元訓令8・追加)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平元訓令8・旧第6条繰下)

(事務)

第9条 庶務は、守山市地域総合センターにおいて処理する。

(平元訓令8・追加)

付 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(平成元年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成9年11月25日訓令第12号)

この訓令は公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則(平成13年5月28日訓令第7号)

この訓令は、平成13年5月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則(令和3年4月1日訓令第23号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。



守山市地域総合センター運営審議会

事務局 守山市地域総合センター

所在地 守山市矢島町 3091 番地

電話 077-585-4822

ファクス 077-585-5254

E-mail [chiikisogocenter@city.moriyama.lg.jp](mailto:chiikisogocenter@city.moriyama.lg.jp)